

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで、本校では、宮崎県及び西都市の「いじめ防止基本方針」の改定を受け、児童の尊厳を保持する目的のため、市町村・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「西都市立都於郡小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等に万全の体制で取り組みます。

#### (1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域、家庭と連携した体制の構築及び対策の推進に努めます。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、警察や児童相談所、医療機関などの専門機関との適切な連携を図ったり、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知したり、情報共有体制を構築することに努めます。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止のために実施する取組

#### (1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実務的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係教諭、その他

#### 【役割】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを起こさない環境づくり
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口
- いじめの早期発見・事案対処のための情報の収集と記録及び共有
- いじめに係る情報の共有及び事実関係の把握と判断

- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- 校内研修会の企画・実施
- 学校いじめ防止基本方針の作成・点検・見直し

## (2) 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通して設けます。

- 縦割り登校班
- 縦割り清掃活動の実施
- 縦割り班でのふれあいタイムの実施
- 本校、分校との交流
- 児童集会等の話し合い及び実施

## (3) いじめの防止等に関する措置

国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、対処等に当たります。

### ア いじめの防止の措置

- (ア) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」「いじめの傍観者にならない」といった人権感覚を育むことを目指します。
  - 教科や学級活動の時間における情報モラル教育の時間設定及び実施
- (イ) 児童が規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感をはぐくむ授業づくりや集団づくりを目指します。
  - 児童にとって「分かる・できる」、全員参加型の授業の展開
  - 職員相互の授業研究会の実施
  - 係や当番活動や話し合い活動の充実
- (ウ) 教職員の言動で、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、互いに指導の在り方に細心の注意を払います。

### イ 早期発見の措置

- (ア) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。
- (イ) いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 児童の発する具体的なサインの作成と共有
- (ウ) 定期的なアンケート調査や教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 学校独自や県下一斉のアンケートの実施
  - 教育相談週間の設定
- (エ) 児童の希望に沿った相談や聞き取り体制の構築に努め、迅速に対応します。
  - 希望する教職員や臨床心理士等の対応

## ウ いじめに対する措置

### (ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員の「これぐらい」という感覚の是正と、その時、その場でのいじめの行為の停止
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置
- いじめの事実についての記録
- 生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職への報告及び組織的対応

### (イ) 情報の共有

- (ア)の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

### (ウ) 事実関係についての調査

- 速やかないじめ不登校対策委員会の開催及び調査方針の決定
  - 重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告
  - 必要に応じての児童へのアンケート調査の実施
- ※ この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意

### (エ) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、市教育委員会及び関係機関へ相談
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年担当職員との連携による組織的な対応
- 指導及び支援を行うに当たっての留意点（次ページ表に提示）

### (オ) 連携及び説明責任

- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下での対応
- 保護者への誠意ある対応及び説明責任

### (カ) 継続指導

いじめは単に謝罪をもって安易に解消したとせず、少なくとも以下の2つの要件を満たしているか継続して観察し、指導を続けます。

#### ① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（「インターネット上のいじめ」を含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛をあんじでいないと認められること。

### **いじめられた児童とその保護者への支援**

#### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場所を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### **いじめた児童への指導とその保護者への支援**

#### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を今期強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要員の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

#### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

#### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害児童だけでなくおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### (4) インターネット上のいじめへの対策

##### ア インターネット上のいじめについての職員研修の実施

- インターネット上でのいじめについて現状を知り、それに対する対応・対策についての研修を深めます。

##### イ 情報モラル教育等の実施

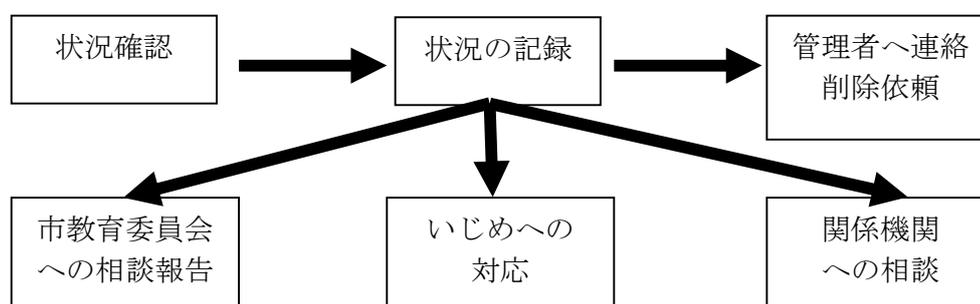
- インターネット上のいじめは、重大な人権侵害で被害者に深刻な傷を与えかねない事などを理解させるために、情報モラル教育に努めます。

##### ウ 関係機関との連携

- 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。

##### エ インターネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、インターネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



#### (5) その他の留意事項

##### ア 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせる等教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を行っていきます。

##### イ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作る等、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

##### ウ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指します。

##### エ 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進を行い、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

オ 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- 教育委員会との連携
  - ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
  - ・関係機関との調整
- 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- 福祉関係との連携
  - ・スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での児童の生活、環境の状況把握
- 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と調査

ア いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会を通じて市長に報告します。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

イ 重大事態であると判断したときは、速やかにその下に組織を設け、重大事態に係る調査を行います。組織の構成については、公平性・中立性を確保するように努めます。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施します。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

- いじめられた児童からの聴き取りと在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査
    - 情報提供児童を守ることを最優先とした調査実施に留意
    - 事実関係の確認及びいじめ行使の抑止
    - いじめられた児童への継続的なケアや学校生活復帰や学習への支援
- <いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>
- 保護者の要望・意見を聴取、今後の調査について協議、調査への着手
  - 在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査

(自殺の背景調査における留意事項)

なくなった児童の尊厳を保持しつつ、その経過を検証に再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を行います。

- 自殺防止に資する観点からの自殺の背景調査
- 「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（改訂版）」を参考
  - ・遺族の要望・意見を十分聴取し、できる限りの配慮と説明を行う
  - ・在校生及びその保護者へのできる限りの配慮を行う
  - ・在校児童へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施
  - ・調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について遺族と合意
  - ・組織の公平性・中立性の確保
  - ・偏りのない情報収集、客観的、総合的な分析評価
  - ・専門的知識及び経験を有する者の援助を求める
  - ・プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供による情報発信・報道対応  
WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ア 事案について、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、  
調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ適時・適切な方法で説明します。
- イ 学校で行った調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告します。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。